

財団法人福島県国際交流協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福島県国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 この協会は、事務所を福島県福島市舟場町2番1号に置く。

(目 的)

第3条 この協会は、県民の国際交流に関する幅広い分野の活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域の活性化及びより豊かな県民生活の実現に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (2) 国際交流に関する相談
- (3) 国際交流の啓発及び普及
- (4) 国際交流団体・ボランティアの指導・育成及び連絡調整
- (5) 国際交流活動への協力、支援及び助成
- (6) 国際交流に関する調査及び研究
- (7) 国際交流事業に関する企画及び実施
- (8) 海外移住者の援護
- (9) 国際交流関係事業の受託
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会 費

(6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 設立後理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することが出来ない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 協会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 協会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し監事の監査を経て、その事業年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 協会に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人

(4) 理事 (理事長、副理事長及び専務理事を含む) 15人以上20人以内

(5) 監事 3人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により選任する。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、協会を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は福島県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第 18 条 協会は、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、理事長に対し意見を述べることができる。

(事 務 局)

第 19 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て定める。

第 4 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第 20 条 協会は、目的に賛同する者を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会 費)

第 21 条 賛助会員は、理事会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 24 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求が合った場合

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、開会の日7日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評 議 員 会

(評 議 員)

第31条 協会に、評議員15人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第15条、第16条及び第17条の規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ・必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 審査委員会

(審査委員会)

第33条 協会は、審査委員会を置くことができる。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について、理事長の諮問に応じ、審査助言する。

(1) 助成基準の策定に関すること。

(2) 助成候補者の選考に関すること。

(3) 助成内容の変更及び助成の取消に関すること。

(4) 顕彰基準の策定に関すること。

(5) 顕彰候補者の選考に関すること。

(6) 顕彰の取消に関すること。

(7) その他国際交流活動に関し、重要と認める事項。

3 審査委員会は、審査委員5人以上10人以内で構成する。

4 審査委員は理事長が委嘱する。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県知事の承認があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、福島県又は協会と類似の目的を有する団体に寄附する。

第9章 雑 則

(委 任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、協会の設立許可のあった日(昭和63年11月1日)から施行する。

2 協会の設立当初の理事長、理事及び監事並びに評議員は、第13条第2項、第3項及び第31条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第155条第1項及び第31条第3項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

4 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年3月25日から施行する。